

条 例

議会の議決を経た「千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第11号

千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成15年千曲市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項及び第3項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境に整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。